

市民参画及び協働によるまちづくり条例 改正案

資料 2

【地域自治協議会 役割】

前回（第3回）事務局 修正案	最終案（法制確認済み）
<p>（地域自治協議会の役割）</p> <p>第8条の2</p> <p>1 市民は、地域の課題解決を<u>図り</u>、地域一体となって住みよい<u>地域</u>をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</p> <p>2 地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、主体的に<u>地域づくりを進めるものとする。</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか<u>地域自治協議会の組織及び運営</u>に関し必要な事項は規則で定める。</p>	<p>（地域自治協議会の設置）</p> <p>第8条の2</p> <p>1 市民は、地域の課題解決を<u>図るとともに</u>、<u>地域一体</u>となって住みよい<u>まち</u>をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</p> <p>2 地域自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、主体的に<u>地域づくりを行うものとする。</u></p> <p>3 前 <u>2</u> 項に定めるもののほか、<u>地域自治協議会の組織及び運営</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>